

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【令和4年度分】

公表の期限：翌月の末日

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却灰・不燃残渣	埋め立てなし（平成15年2月に埋立終了）											

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項【令和4年度分】

公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	日常点検	異常なし		

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項【令和4年度分】

公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	毎月点検	異常なし		

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査地下水採取場所		地下水基準	周縁井戸（なし）
検査地下水採取年月日			—
検査結果取得年月日			—
地下水の水質検査			—
1	アルキル水銀	検出されないこと	—
2	総水銀	<0.0005	—
3	カドミウム	<0.01	—
4	鉛	<0.01	—
5	六価クロム	<0.05	—
6	砒素	<0.01	—
7	全シアン	検出されないこと	—
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
9	トリクロロエチレン	<0.03	—
10	テトラクロロエチレン	<0.01	—
11	ジクロロメタン	<0.02	—
12	四塩化炭素	<0.002	—
13	1・2-ジクロロエタン	<0.004	—
14	1・1-ジクロロエチレン	<0.02	—
15	1・2-ジクロロエチレン	<0.04	—
16	1・1・1-トリクロロエタン	<1	—
17	1・1・2-トリクロロエタン	<0.006	—
18	1・3-ジクロロプロペン	<0.002	—
19	チウラム	<0.006	—
20	シマジン	<0.003	—
21	チオベンカルブ	<0.02	—
22	ベンゼン	<0.01	—
23	セレン	<0.01	—
24	1・4-ジオキサン	<0.005	—

25	塩化物ビニルモノマー	<0.0002	—
26	ダイオキシン類	<10	—

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

埋立処分開始後【平成31年度～令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査地下水採取場所		地下水基準	周縁井戸A（上流）			
検査地下水採取年月日・年度			R1.9.11	R2.9.9	R3.9.8	R4.9.14
検査結果取得年月日			R1.9.24	R2.9.28	R3.9.24	R4.10.3
地下水の水質検査		—	—	—	—	
1	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	
2	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
3	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
5	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
6	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
7	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	
8	ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	不検出	不検出	
9	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
10	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
11	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
12	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
13	1・2—ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
14	1・1—ジクロロエチレン	<0.002	<0.02	<0.02	<0.02	
15	1・2—ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
16	1・1・1—トリクロロエタン	<1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
17	1・1・2—トリクロロエタン	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	

18	1・3—ジクロロプロペン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
19	チウラム	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
20	シマジン	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
21	チオベンカルブ	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
23	セレン	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
24	1・4—ジオキサソ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
25	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
26	ダイオキシン類	<10	0.083	0.11	0.079	0.028

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること
埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後【平成31年度～令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査地下水採取場所		地下水基準	周縁井戸B（下流）			
検査地下水採取年月日・年度			R1. 9. 11	R2. 9. 9	R3. 9. 8	R4. 9. 14
検査結果取得年月日			R1. 9. 24	R2. 9. 28	R3. 9. 24	R4. 10. 3
地下水の水質検査		—	—	—	—	
1	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	
2	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
3	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
5	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
6	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
7	全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	
8	ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	不検出	不検出	
9	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.005	<0.0005	
10	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
11	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
12	四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
13	1・2—ジクロロエタン	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
14	1・1—ジクロロエチレン	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	
15	1・2—ジクロロエチレン	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	
16	1・1・1—トリクロロエタン	<1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
17	1・1・2—トリクロロエタン	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
18	1・3—ジクロロプロペン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
19	チウラム	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
20	シマジン	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
21	チオベンカルブ	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	
22	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	
23	セレン	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	
24	1・4—ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	

25	塩化ビニルモノマー	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
26	ダイオキシン類	<1	0.044	0.35	0.21	0.022
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、 減ずることができる。</p>						

埋立処分開始後（放流水）【平成31～令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査放流水採取年月日	排水基準	R1. 9. 11	R2. 9. 9	R3. 9. 8	R4. 9. 14
検査結果取得年月日		R1. 9. 24	R2. 9. 28	R3. 9. 24	R4. 10. 14
放流水の水質検査					
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
4	鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
5	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
6	六価クロム化合物	<0.5	<0.05	<0.05	<0.05
7	砒素及びその化合物	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01
8	シアン化合物	<1	<0.1	<0.1	<0.1
9	ポリ塩化ビフェニル	<0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005
10	トリクロロエチレン	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01
11	テトラクロロエチレン	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01
12	ジクロロメタン	<0.2	<0.02	<0.004	<0.02
13	四塩化炭素	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
14	1・2—ジクロロエタン	<0.4	<0.004	<0.004	<0.004
15	1・1—ジクロロエチレン	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02
16	シス1, 2—ジクロロエチレン	<0.4	<0.04	<0.04	<0.04
17	1・1・1—トリクロロエタン	<3	<0.01	<0.01	<0.01
18	1・1・2—トリクロロエタン	<0.06	<0.006	<0.006	<0.006
19	1・3—ジクロロプロペン	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
20	チウラム	<0.06	<0.006	<0.006	<0.006
21	シマジン	<0.03	<0.003	<0.003	<0.003

22	チオベンカルブ	<0.2	<0.02	<0.02	<0.002	<0.02
23	ベンゼン	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
24	セレン及びその化合物	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
25	1・4-ジオキサン	<0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
26	ほう素及びその化合物	<10	1	1	0.9	0.6
27	ふっ素及びその化合物	<8	<0.2	<0.2	<0.2	0.2
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<100	5.7	4.4	5.8	5.5
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	<5	<1	<1	<1	<1
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	<30	<1	<1	<1	<1
31	フェノール類含有量	<1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
32	銅含有量	<3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
33	亜鉛含有量	<2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34	溶解性鉄含有量	<10	<0.01	<0.01	<0.02	0.04
35	溶解性マンガン含有量	<10	0.1	0.09	0.13	0.08
36	クロム含有量	<2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
37	大腸菌群数	<3,000	<30	<30	<30	<30
38	燐含有量	<16	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
39	ダイオキシン類	<10	0.00047	0.00084	0.0010	0.0097

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（周縁井戸A）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸A（上流側）											
検査地下水採取月日	4/20	5/11	6/8	7/6	8/3	9/14	10/5	11/2	12/7	1/12	2/1	3/1
検査結果取得月日	4/25	5/16	6/15	7/12	8/9	10/3	10/14	11/11	12/19	1/24	2/9	3/14
塩化物イオン	7.9	8.7	9.7	10	8.1	8.3	8.0	11	9.3	10	11	11
電気伝導率	17	21	22	26	20	21	27	24	22	24	22	24
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。												

埋立処分開始後（周縁井戸A）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸A（上流側）											
検査地下水採取月日	4/21	5/12	6/19	7/7	8/4	9/8	10/6	11/10	12/1	1/12	2/2	3/2
検査結果取得月日	4/30	5/24	6/15	7/13	8/11	9/24	10/18	11/16	12/9	1/18	2/8	3/14
塩化物イオン	5.5	7.2	7.4	7.7	4.8	6.0	4.4	3.6	6.4	6.7	6.9	7.5
電気伝導率	16	17	16	17	14	15	15	10	16	16	16	16
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。												

埋立処分開始後（周縁井戸A）【令和2年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸A（上流側）											
検査地下水採取月日	4/15	5/13	6/10	7/17	8/5	9/9	10/14	11/11	12/9	1/13	2/10	3/3
検査結果取得月日	4/27	5/20	6/19	7/8	8/12	9/28	10/22	11/18	12/21	1/21	2/16	3/10
塩化物イオン	6.2	6.2	6.3	1.7	3.4	4.2	4.0	5.4	5.3	5.2	2.3	5.2
電気伝導率	14	15	15	7.9	15	16	15	16	16	16	16	14
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。												

埋立処分開始後（周縁井戸A）【令和元年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸A（上流側）											
検査地下水採取月日	4/17	5/8	6/12	7/10	8/7	9/11	10/9	11/6	12/11	1/14	2/12	3/11
検査結果取得月日	4/23	5/14	6/18	7/17	8/16	9/24	10/17	11/13	12/17	1/20	2/18	3/23
塩化物イオン	8.5	8.9	8.8	11	7.8	4.6	9.2	7	7	7.7	6.3	7
電気伝導率	17	17	14	22	20	13	20	18	17	18	15	15
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（周縁井戸B）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸B（下流側）											
検査地下水採取月日	4/20	5/11	6/8	7/6	8/3	9/14	10/5	11/2	12/7	1/12	2/1	3/1
検査結果取得月日	4/25	5/16	6/14	7/12	8/9	10/3	10/14	11/11	12/19	1/24	2/9	3/14
塩化物イオン	250	240	190	180	180	140	110	200	160	210	190	190
電気伝導率	100	110	83	87	72	67	66	87	88	94	91	95
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（周縁井戸B）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸B（下流側）											
検査地下水採取月日	4/21	5/12	6/9	7/7	8/4	9/8	10/6	11/10	12/1	1/12	2/2	3/2
検査結果取得月日	4/30	5/24	6/15	7/13	8/11	9/24	10/18	11/16	12/9	1/18	2/8	3/14
塩化物イオン	200	190	180	150	180	180	160	190	190	200	210	200
電気伝導率	97	99	93	68	85	93	86	100	100	110	110	110
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（周縁井戸B）【令和2年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸B（下流側）											
検査地下水採取月日	4/15	5/13	6/10	7/8	8/5	9/9	10/14	11/11	12/21	1/13	2/10	3/3
検査結果取得月日	4/27	5/20	6/19	7/17	8/12	9/28	10/22	11/18	12/9	1/21	2/16	3/10
塩化物イオン	150	170	160	88	66	72	89	140	150	170	88	180
電気伝導率	94	100	94	57	50	53	65	87	86	86	87	87
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。												

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（周縁井戸B）【令和元年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸B（下流側）											
検査地下水採取月日	4/17	5/8	6/12	7/10	8/7	9/11	10/9	11/6	12/11	1/14	2/12	3/11
検査結果取得月日	4/23	5/14	6/18	7/17	8/16	9/24	10/17	11/13	12/17	1/20	2/18	3/23
塩化物イオン	190	190	190	150	170	200	190	22	57	31	110	130
電気伝導率	100	99	93	81	90	93	110	41	62	65	82	92
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/20	5/11	6/ 8	7/ 6	8/ 3	9/14	10/ 5	11/ 2	12/ 7	1/12	2/1	3/ 1
検査結果取得月日	4/25	5/16	6/14	7/12	8/ 9	10/3	10/14	11/11	12/19	1/24	2/9	3/14
水素イオン濃度	6.9	7.1	6.8	7.3	7.1	8.2	7.4	7.4	7.3	7.5	8.2	7.3
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	2	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	3	3	2	4	2	4	4	4	4	4	5	4
浮遊物質	1	2	1未満	1未満	2	1未満	1未満	1未満	1未満	2	3	1未満
窒素含有量	4.2	5.2	8.1	8.1	7.6	6.2	6.0	6.4	5.0	4.6	4.1	4.5
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/21	5/12	6/9	7/7	8/4	9/8	10/6	11/10	12/1	1/12	2/2	3/2
検査結果取得月日	4/30	5/24	6/15	7/13	8/11	9/24	10/18	11/16	12/9	1/18	2/8	3/14
水素イオン濃度	7.2	2.5	7.2	7.1	7.4	7.8	7.4	7.5	7.6	7.4	7.2	7.3
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	3	3	2	3	5	3	4	4	4	4	4	4
浮遊物質	3	44	1未満	16	3	3	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満
窒素含有量	4.1	5.5	4.5	7.1	6.6	6.1	8.6	5.9	5.0	4.9	4.8	4.3
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和2年度】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/15	5/13	6/10	7/8	8/5	9/9	10/14	11/11	12/9	1/13	2/10	3/3
検査結果取得月日	4/27	5/20	6/19	7/17	8/12	9/28	10/22	11/18	12/21	1/21	2/16	3/10
水素イオン濃度	6.7	7.2	7.2	7.0	7.2	7.0	7.4	7.7	7.6	7.4	7.3	7.1
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	2	3	3	4	4	3	1未満	4	5	5	4	3
浮遊物質量	8	1未満	3	2	3	1未満	2	1未満	2	2	2	3
窒素含有量	4.8	5.8	5.2	5.3	5.6	4.5	6.0	5.9	5.6	7.3	4.1	4.0
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和元年度】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/17	5/8	6/12	7/10	8/7	9/11	10/9	11/6	12/11	1/14	2/12	3/11
検査結果取得月日	4/23	5/14	6/16	7/17	8/16	9/24	10/17	11/13	12/17	1/20	2/18	3/23
水素イオン濃度	7.2	7.1	6.5	6.3	6.9	6.5	7.0	7.8	7.0	6.8	6.6	6.8
生物化学的酸素要求量	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	2	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	2	2	2	2	3	2	4	7	4	4	3	3
浮遊物質量	1未満	1未満	2	2	1未満	1未満	2	1未満	2	1	4	1未満
窒素含有量	4.6	4.4	6.1	5.5	6.3	6.7	7.2	6.4	5.8	5.8	5.8	5.5
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和4年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池				

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和4年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	毎月4回	異常なし		

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和4年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況				

リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：平成23年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	H15.2.17	埋立処分終了